

令和6年度（犬山市）第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、犬山市内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

本市の林種別森林(民有地)の面積は、表1のとおりである。市内においては、広葉樹林の割合が約3割と高くなっている、イノシシの好む環境にあると考えられる。また、本市では東北地域から東南地域において、森林と農地が隣接しており、農地の耕作放棄地も見受けられることからイノシシの被害を受けやすい状況にある。

表1 林種別森林(民有地)等面積 (2021(令和3)年度) 単位:ha

地域森林計画 対象森林	立木地				竹林	無知立木
	針葉樹	広葉樹	人工林	天然林		
2,221	1,465	702	388	1,778	31	24
	66.0%	31.6%	17.4%	80.0%	1.4%	1.1%

出典：「2021 愛知県林業統計書」（愛知県農林基盤局林務課、2022(令和4)年度）

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は、図1のとおり。本市では、東北地域から東南地域に広がる山林に生息が確認される。

また、愛知県内の令和3年度末における生息数は12,614頭（中央値）である。ただし、この数値は平成30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。なお、豚熱の影響を受ける前の平成29年度の生息密度分布図によると、市東部の最も生息密度が高いエリアで10頭/km²以下となっている。豚熱以降の動向としては、個体数の回復が想定され、市内捕獲数も増加傾向にある。

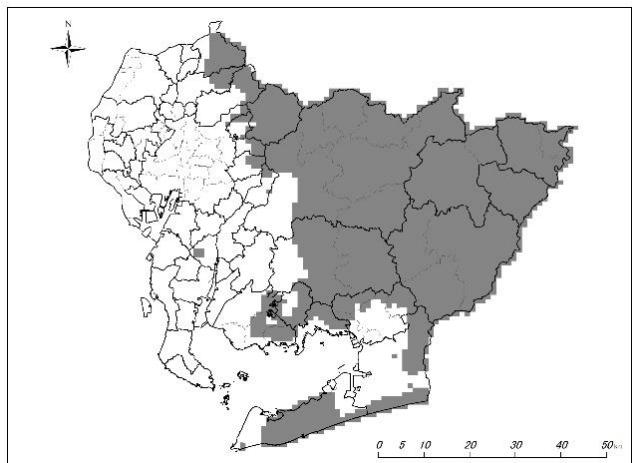


図1 愛知県における分布域 (R2 年度)

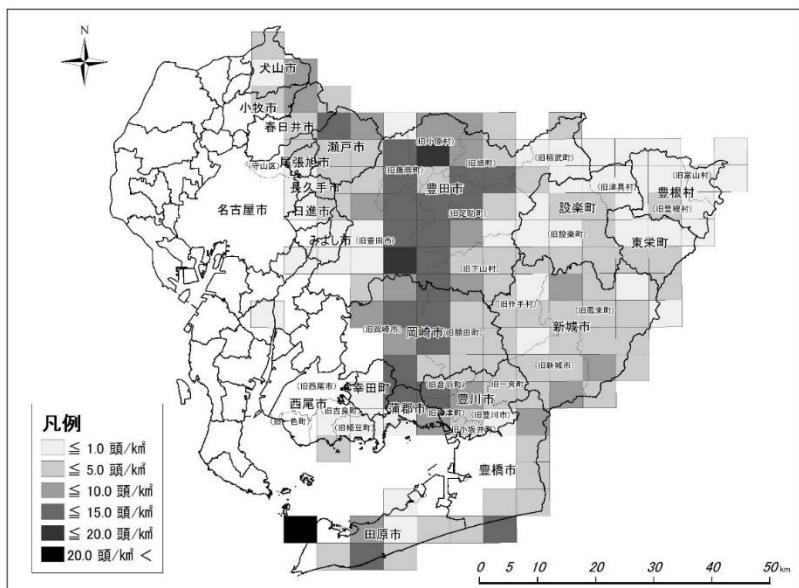


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度

(3) 被害の状況

市内における過去3年度分の農業被害状況は、次の表2のとおりである。愛知県における農業被害額 (R3年度) は、図3のとおりで、農業被害額の変化は図4に示すとおりである。

表2 犬山市における被害の状況

	R2 年度			R3 年度			R4 年度		
	被害面積 (a)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
犬山市	207	7,870	1,905	476	4,107	1,058	356	4,929	1,173

その他農作物被害以外では、市内各所において公共施設や住宅、寺社敷地内における堀り返し被害の発生や市街地付近での出没報告もあり、今後の動向には注視が必要である。

市内での野生イノシシにおける豚熱の発生は、直近で令和5年11月2日に市内池野地区において検体採取した個体より陽性が確認（県内184例目）され

ており、今後も県等と連携した対策が必要である。

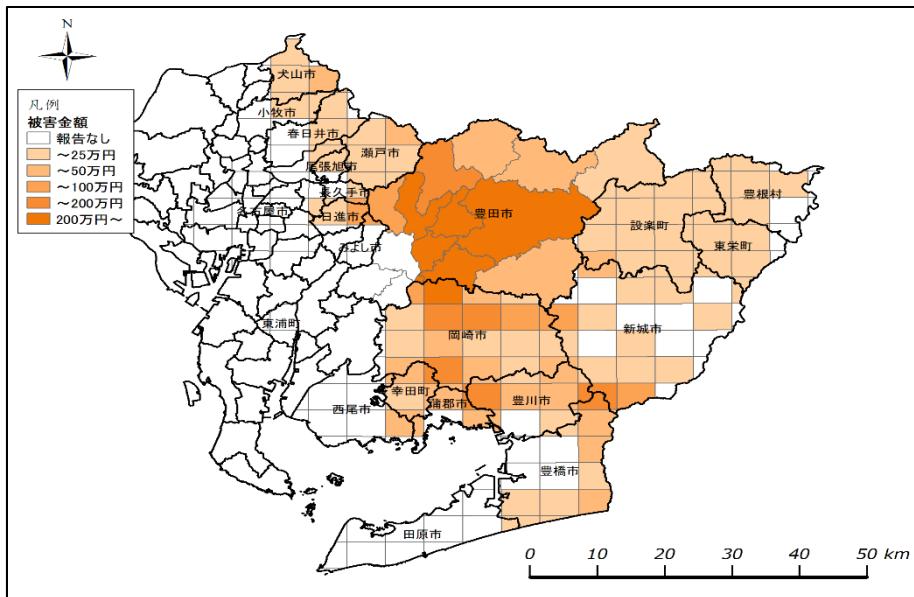


図3 愛知県における農業被害額 (R3 年度)

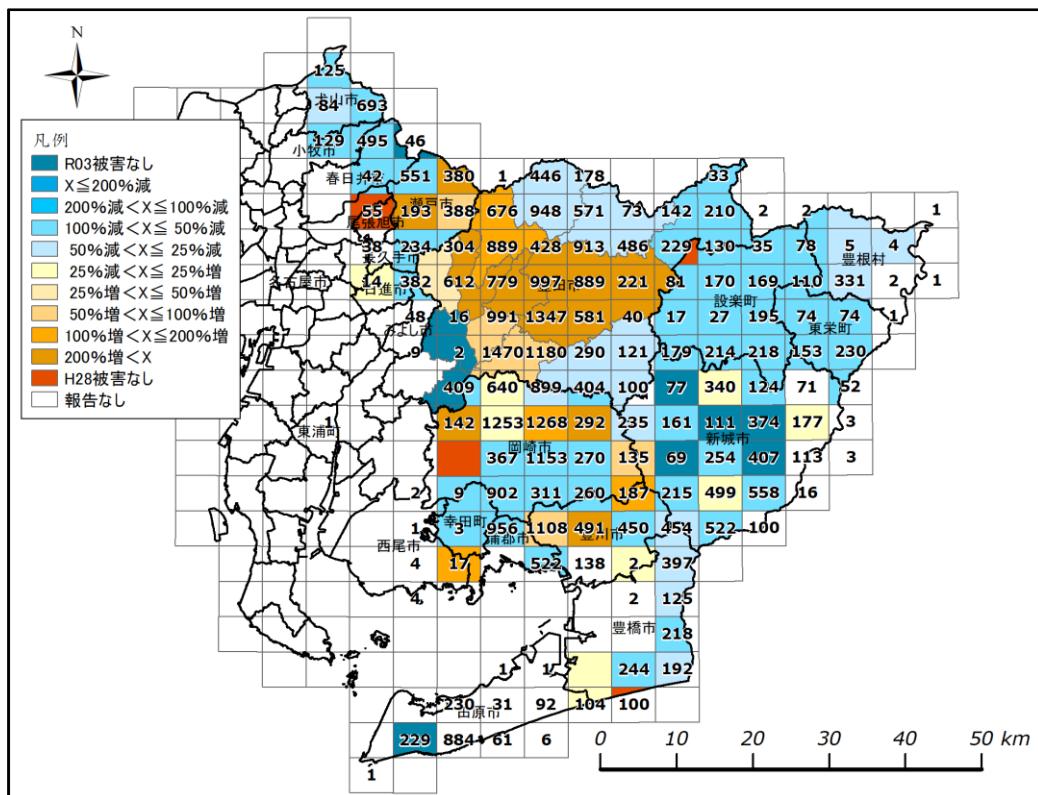


図4 愛知県における農業被害額の変化 (H28→R3 年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和3年度の捕獲分布図は以下のとおり。

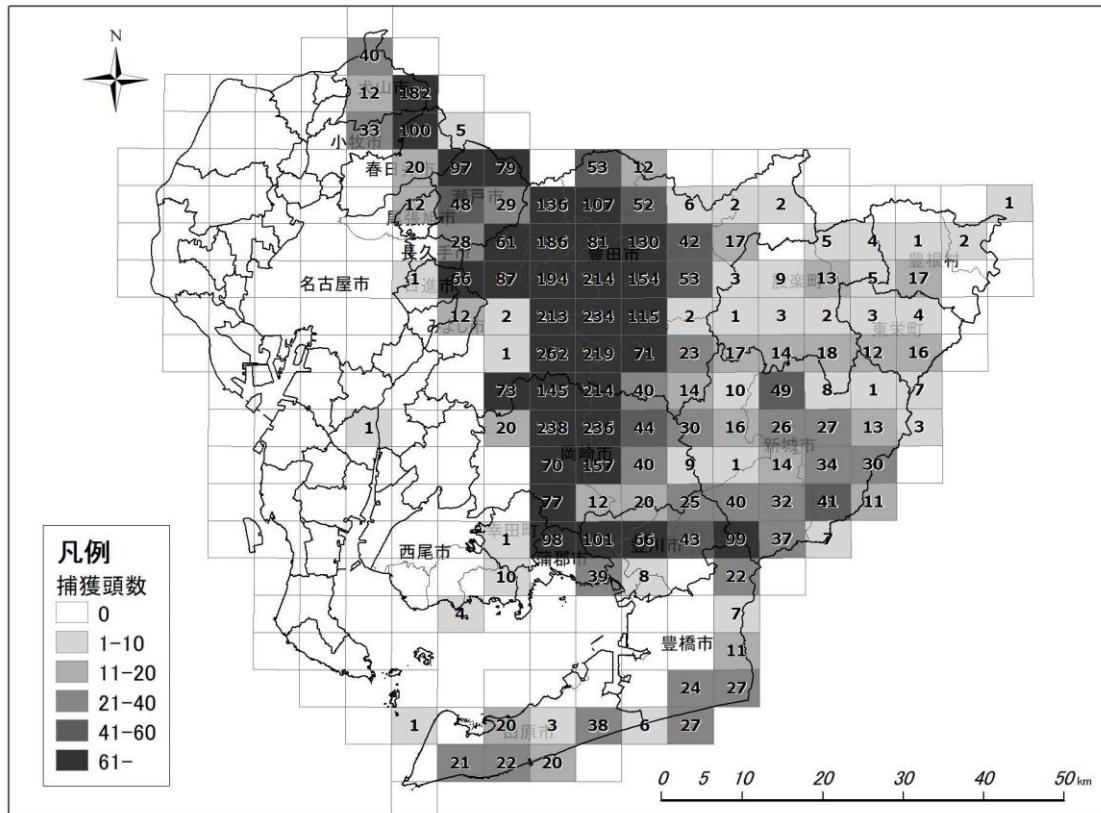


図5 愛知県における捕獲分布図 (R3年度)

市内の許可捕獲（個体数調整（有害鳥獣捕獲）目的での捕獲）による捕獲状況は、次の表3のとおりである。本市における捕獲は、図5に示されるとおり東部地域の割合が高く、捕獲数は増加傾向にある。

表3 犬山市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

		R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
犬山市	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	—	—	—	—
	罠	126	203	211	272	284
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	105	154	185	167
		幼	21	49	26	79

イ 被害防除に係る対策

犬山市鳥獣害防止総合対策協議会が実施する鳥獣害防止柵設置等補助制度により、柵設置を促進している。電気柵は農地への侵入防止に効果的であることから、設置を推進する。効果及び安全性確保のため、必ず専用資材(電源、柵線、絶縁部品)を使用し、自作しないようとする。また、漏電や電源不備を防ぐため、点検、草刈り、補修等の管理を定期的に実施するほか、告知看板の設置による安全対策を講じるよう周知する。

また、ワイヤーメッシュや金網等による堅牢度の高い柵によって農地や集落の外周を囲い、イノシシの生息域と人間の生活環境を分断する。捕獲、生息環境管理、個別農地への侵入防止と組み合わせることで、高い被害防止効果が期待される。

表4 犬山市における防除対策の実施状況

		R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
犬山市	防護ネット	—	—	2	5	2
	防護柵	20	20	14	12	8
	電気柵	13	14	12	15	20
	その他 (内容)	—	—	—	—	—

ウ 生息環境管理に係る対策

生息環境管理対策（藪の刈り払い、未収穫農作物の回収など）の重要性について、広報やホームページ等で周知を実施している。また、農地や集落周辺における耕作放棄地は、イノシシを誘引する要因となり得るため、農業委員会と連携し、適正な管理を行うよう所有者へ指導していく。

表5 犬山市における生息環境管理対策の実施状況

		R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
犬山市	藪の刈り払い	—	—	—	—	—
	未収穫農作物 の回収	—	—	—	—	—
	その他 (内容)	—	—	—	—	—

5 評価

被害動向と対策の評価は、表6に示すとおりである。

農業被害の調査結果については、年度により増減があるものの、平成28年度以降の動向としては、図4に示されるとおり減少傾向にあり、捕獲対策や被害防除対策等による効果によるものと推定される。しかしながら、捕獲数の動向からは、市内生息数の増加が推定されるため、引き続き各対策を実施していく。

捕獲対策について、市内捕獲数は増加しており、罠による捕獲により一定の効果を上げている。引き続き、生息数増加を抑制するため、高い捕獲圧をかけ続ける必要がある。

被害防除対策は、柵設置の補助制度活用により、各農家による被害防除の取り組みが進んできている。農業被害を直接軽減するため、引き続き対策を推進していく必要がある。

生息管理対策については、その重要性について周知・啓発を行っているが、市内の取り組み状況の把握はできていない。

表6 犬山市における被害動向と対策の評価

被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
	銃	罠	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
犬山市	減少傾向	—	○	◎	◎	◎

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他 (内容)
犬山市	—	—	周知・啓発

※ 評価は「◎=非常に効果がある」「○=効果がある」「△=あまり効果がない」「×=効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。本市は、「管理エリア」に該当する。本市では、農業被害への被害防止を図るために、高い捕獲圧をかけ続けることにより、農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。イノシシの分布が里山と平地との境界まで拡大した場合、平地における農業被害のみならず市街地における生活環境被害の生ずるおそれがあると考えられるため、防除対策、生息環境管理を地域ぐるみで実施することによって被害の未然防止又は減少を図る。

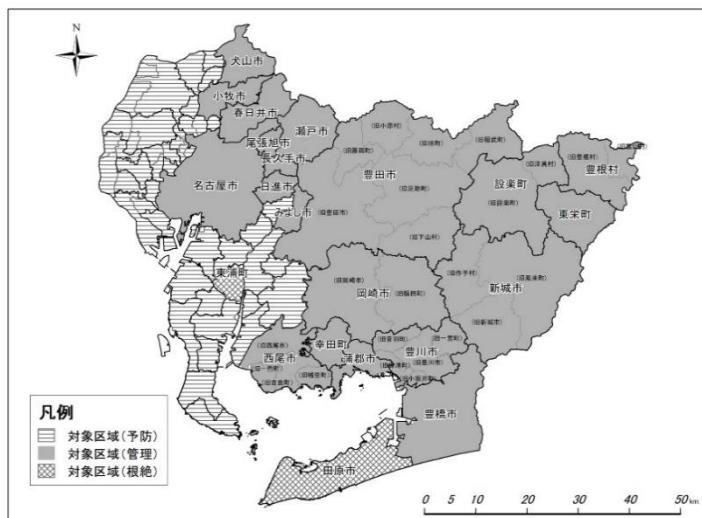


図6 対象区域及び類型区分

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	- (生息数に係る情報収集を進める)
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数 (22)
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

本市は、管理エリアに該当するため、個体数調整、被害の防止（有害鳥獣捕獲）を目的とした許可捕獲を実施する。許可捕獲の実施においては、国及び県の補助金を活用し、捕獲従事者のインセンティブの確保に努めるものとする。また、法人に対する許可については、狩猟免許を有しない者が捕獲の補助を実施できるように捕獲従事者の負担軽減を図る。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

本市の実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を隨時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。また、次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、本市でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

イノシシによる農作物被害や出没範囲の拡大とともに、豚熱ウイルスの拡散防止を図る必要があることから、罠による捕獲を推進するものとし、表7のとおり令和6年度の個体数調整等による捕獲目標数を300頭とする。

表7 犬山市における令和6年度の捕獲計画（案） 単位：頭

	捕獲手法別		合計
	銃	罠	
犬山市	—	300	300

(3) 計画を達成するために実施する対策

わなによる捕獲は、被害が発生している場所を中心に年間通じて実施する。また、住宅地の近隣へ出没するイノシシについては、住民の安全確保を図るため、重点的な捕獲を実施する。捕獲体制強化のため、令和元年度から狩猟免許の取得費を補助する制度を創設しており、継続して捕獲従事者の増

員を図っていく。また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせて捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱わなや愛知式囲いわなを有効活用していく。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

電気柵は農地への侵入防止に効果的であることから、設置を推進する。効果及び安全性確保のため、必ず専用資材（電源、柵線、絶縁部品）を使用し、自作しないようにする。なお、漏電や電源不備を防ぐため、点検、草刈り、補修等の管理を定期的に実施するほか、告知看板の設置による安全対策を講じるよう周知する。

また、ワイヤーメッシュや金網等による堅牢度の高い柵によって農地や集落の外周を囲い、イノシシの生息域と人間の生活環境を分断する。捕獲、生息環境管理、個別農地への侵入防止と組み合わせることで、高い被害防止効果が期待される。

表8 犬山市における令和6年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策			
	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
犬山市	5	10	20	—

(2) 計画を達成するために実施する対策

電気柵及びワイヤーメッシュや金網等は、イノシシの侵入防止に有効であることから犬山市鳥獣害防止総合対策協議会により設置補助を実施するなどにより設置を推進することとし、その効果が最大限に発揮されるよう適切な設置及び管理方法を周知する。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

イノシシを集落に寄せない生息環境管理対策（藪の刈り払い、未収穫農作物の回収など）の取り組みの周知・啓発を継続実施する。耕作放棄地については、農業委員会等とも連携し農地所有者等に対し指導等を実施していく。

表9 犬山市における令和6年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
犬山市	—	—	周知・啓発活動

(2) 計画を達成するために実施する対策

広報やホームページ等を通して、イノシシ対策において、生息環境管理対策の重要性の周知を実施し、集落や農地周辺の藪の刈払いや未収穫農作物の回収などの対策実施をするよう啓発していく。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

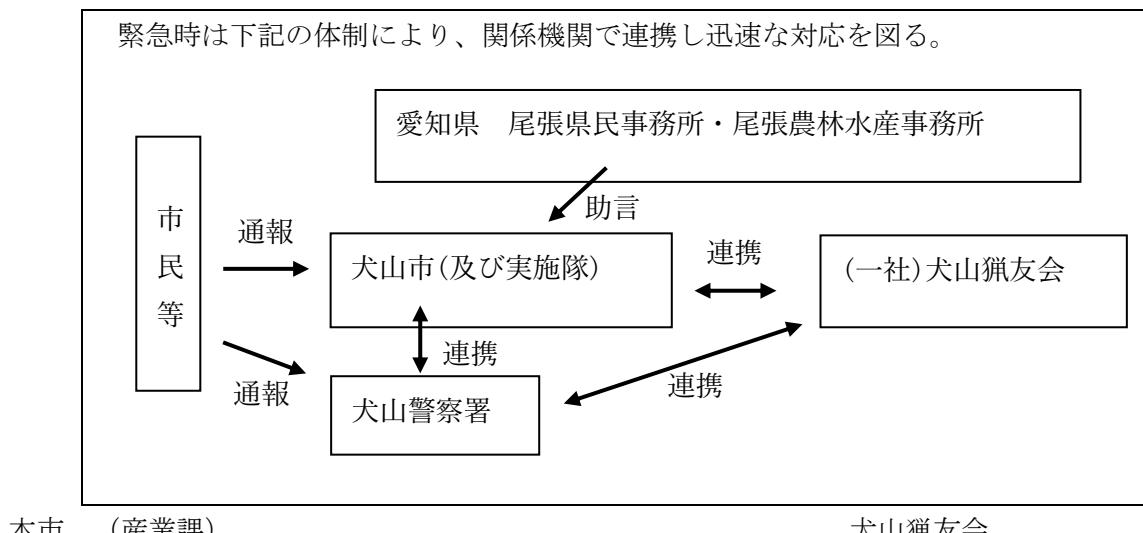
また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、次年度の実施計画に反映する。

図7 市街地出没発生時の連絡・対応体制



本市 (産業課)

- ・実施体制図を作成、公表
- ・被害防止対策の実施、生息環境管理の実施
- ・実施計画に基づく個体数管理
- ・捕獲時期等を記載した捕獲マップの作製

犬山猟友会

- ・捕獲の協力
- ・モニタリングへの協力

市民等

- ・被害防除対策の実施
- ・生息環境管理・周辺環境管理
- ・出没、被害状況の把握、報告

(2) 市街地出没への対応

本市においてもイノシシの市街地での目撃情報は市民からである。交通事故による車の破損等の情報提供はこれまでないものの、車と衝突したであろうイノシシが道路上等に放置されているとの通報はある。その場合は迅速に狩猟団体等に連絡し、個体の回収及び処分等を行う。また、市街地でのイノシシの目撃情報については、学校等が隣接する場合には、随時安心メールを活用し市民に情報提供を実施している。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせて実施する。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出沒した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場

合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市、犬山猟友会等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、現地確認等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されており、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないよう、「C S F・A S F 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食すことでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

（5）ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということ、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組の促進が期待される。

本市においても、自然の恵みとしてジビエの利用に努めるため、ジビエの先進事例の情報を収集するとともに、民間活力の活用によるジビエの利用促進の可能性を探っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和5）年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。